

CE等の適切な運営管理による事故リスクの低減や品質向上に向けた対策を徹底しましょう!!

近江米振興協会カントリーエレベーター(CE)特別部会では、今年度も、施設における衛生管理や事故リスク対策の啓発等の取組を進めていきます。

さて、令和5年11月には他県においてかび毒(DON)の基準値を超過した小麦が流通し、その原因として、水分値の高い小麦を荷受けしたこと、乾燥・調製施設での過剰な受け入れに伴い乾燥に日数を要したこと等があげられます。

消費者や実需者における食の安全・安心への関心が高まっていることから、CE等の適切な運営管理による事故リスクの低減や品質向上に向けた対策を徹底しましょう。

麦(大麦・小麦)の出穂期(しゅっすいき)は、滋賀県では3月上旬～4月中旬頃です。大麦は4月上旬、小麦は4月上旬～中旬頃にピークを迎え、出穂から約40～50日後が収穫期(6月)の目安となります。

出穂後の開花期における赤かび病防除が重要です。

出穂期の主なポイントと管理:

- ・**時期:** 大麦は3月下旬から、小麦は少し遅れて4月上旬に穂が出ます。
- ・**開花:** 出穂の5～6日後に開花し、この時期に赤かび病の感染リスクが高まります。
- ・**管理:** 赤かび病を防ぐため、開花始め～開花期に薬剤防除が必要です。また、小麦は出穂10日後に実肥を施用することが品質向上に有効です。
- ・**環境影響:** 3～4月の気温が高いと、生育が早まる傾向にあります。

出穂・開花時の注意点:

赤かび病の防除は適期を逃さないことが極めて重要であり、雨の合間を縫ってでも実施する必要があります。特に、赤かび病に弱い「びわほなみ」、六条大麦は、開花始め～開花期の薬剤防除後、7～10日後ごろ2回目の防除を行う必要があります(令和8年4月15日に県病害虫防除所から赤かび病に関する注意報発表)。



【赤かび病に感染した小麦】

収穫時における注意点:

収穫前の降雨や収穫後の水分状態によっては、穂発芽が発生するおそれがあります。穂発芽は、加工適正を著しく低下させますので、**適期収穫**が重要です。

「令和8年産麦の品質向上に向けて」を添付しますので、**施設や麦生産農家にもお渡しされる**など、ご活用ください。

…CEの管理者は、現場が春先の保管管理を徹底しているか心配りを…

4月は日々気温が上昇します。貯蔵物の穀温も影響を受けます。

CEサイロ内物の穀温に変化はないでしょうか。真冬に発生した結露による事故の発見は春先が多いので、

粃保管しているCEでは「穀温変化」と「サイロ内の結露確認」を怠らずに実施して下さい。

特にCEの品質事故では、JAの管理者や経営者層が、オペレーターに任せきりのケースで事故が起きる事が多く見られます。管内生産者の米を貯蔵しているCEに対して、管理者や経営者層は関心を持って気配りを頂きますようお願いいたします。

今後の保管管理には下記事項にご留意の上、十分な注意と対策が必要です。

1. サイロ内粃の穀温をチェック

午前8時から10時頃の外気温との差が10℃を超えていないかをチェックし、超えていれば速やかにローテーションを実施して下さい。「既にローテーションを行ったから」と安心してはいけません。外気温度がまだ高かった秋に行ったローテーションでは、粃は完全に冷えていない可能性があり、再度「サイロ内粃の穀温チェック、および穀温と外気温度との差」の確認を行い、もし前日、前々日に比べて1℃上昇していれば、即ローテーションの実施をお願いします。

2. 出庫前の結露確認について

出庫前(粃摺り前)には、先ずサイロ内の結露確認を行って下さい。

酸素欠乏危険作業主任者の指示にもとづき、サイロ内に結露が発生していないか確認を行い、もしも結露が発生していた場合は、品質劣化粃と正常粃との混合を避けるための措置を行って下さい。(排出作業はロープ、バケツ方式等で)

3. これからの粃管理と出庫について

4月以降に出庫予定の粃の管理は、出庫予定の粃を一旦別容器(別のサイロやDSビン又はタンク)に移し替え、外気の温湿度に馴染ませ、少なくとも5時間以上放置した後に粃摺りを開始して下さい。

外気温度とサイロ内粃の穀温との差が、3~4℃以内であれば結露の心配はないこととなりますが、それ以上の差がある粃を出庫する場合は上記操作が必要です。

※農業倉庫保管管理強化月間がはじまります。

今年度の取り組みを下記に紹介していますが、この時期だけ取り組めばよいということではなく、年間を通じて取り組む必要があります。特に、4月~6月は、冬から春への季節の変化に伴う外気温の上昇や、梅雨に入ってから湿度の上昇により品質管理が難しくなること、さらに梅雨前線による大規模豪雨やゲリラ豪雨による水害が懸念されるため、徹底した品質保全と水害事故の防止が必要です。

農業倉庫などの米麦等保管施設に対しても一層の衛生管理の取り組みを求められているので、この強化月間を機に「JAグループとして自主的衛生管理の取り組みについて」を確認して実行していく必要があります。

期間:4月15日~6月30日

取り組み事項:①保管管理体制の整備

②自主的衛生管理の実行【重点取り組み項目】「5S 整理・整頓・清掃・清潔・習慣」と「保管管理日誌の記帳」など

③【重点取り組み項目】保管米麦の品質保全とカビ防止・防虫・防鼠

④【重点取り組み項目】保管米麦の水害事故の防止

⑤保管管理点検表による点検の実施ならびに自主管理マニュアルに基づく確認

⑥誤出庫・表示押印漏れ事故の防止および数量管理の徹底

⑦労働災害事故の防止

以上